

令和5年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

議案第2号 後援名義使用願の承認について

報告第2号 図書館協議会委員任命の専決処分報告について

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】3件

公民館・町民会館整備に係る関係条例・規則（案）について

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

小・中学校行事予定

《3月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

社会教育施設等利用状況

《4月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

《3月分・令和4年度年間分・4月分》

社会教育施設等利用状況

日	時	令和5年5月12日（金）午後5時00分から
場	所	役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
統括理事（教育政策監）	吉田 茂昭
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	伊東 浩一
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	杉田 直哉

学校教育課学校指導参事
生涯学習推進課長
図書館長
書記

杉田 茜
大屋 真志
原田 貴子
藤原 健祐

開会 午後５時００分

岸野教育長

それでは、ただいまから令和５年５月教育委員会定例会を開会します。

本日の署名委員には梶山委員を指名します。よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります。

事前配付の議案書１ページ、議案第２号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

それでは、議案第２号「後援名義使用願の承認について（第４８回全国学童保育指導員学校）」ご説明申し上げます。

事前配付の議案書１ページになります。

令和５年３月２９日付で大阪学童保育連絡協議会会長松林高志氏より、第４８回全国学童保育指導員学校の開催について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件は新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。

次の２ページ、後援承認申請書をご覧ください。

開催期間、開催場所でございますが、令和５年６月１１日の日曜日、オンラインによる開催となっております。行事の概要につきまして、午前には基調講演、また和歌山大学二宮氏による記念講演、午後からはテーマ別講座として１２講座実施するというものとなっております。

参加予定人数は５５０人、参加対象者は学童保育の指導員、保護者、研究者、自治体職員などとなっております。参加者負担は２，５００円で、廃棄物の４Ｒ等の取組につきましては、ごみ分別の徹底ということで申請のほういただいております。

次の次の４ページになりますが、事業計画書、５ページから１０ページにかけまして収支予算書、規約、役員名簿などを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第２号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第２号「後援名義使用願の承認について」、承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第２号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書１１ページ、報告第２号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」事務局から説明願います。

原田館長。

原田図書館長

それでは、報告第２号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」でございます。

図書館法第１５条の規定によるさきの図書館協議会委員の任命について、事務委任規則第４条の規定により専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

図書館協議会委員は、学校教育関係者２名、社会教育関係者４名、家庭教育の向上に資する活動を行う者１名、学識経験者３名の１０名で構成しています。今回は、学校教育関係者のうち、大阪体育大学の安場敬祐委員が大学を退官されたことに伴い、新たに図書館長になられた前島悦子氏に任命するものです。任期については、令和５年４月１日から前任者の残り期間である令和６年８月３１日までとなります。

前島悦子氏につきましては、平成３０年度に開催の熊取ゆうゆう大学地域活動入門講座等で講師として当町でご活躍いただいています。今回、大阪体育大学の図書館長に就かれたということで、大学の状況や大学図書館のこと、また図書館の取組であるシニア層向けの事業等へのご意見が期待できるものと考えております。

以上、報告いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。よろし

いでしょうか。

では、報告第2号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 報告第2号「図書館協議会委員任命の専決処分報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。
ほかにございませんか。

ないようですので、審議を終了します。

（その他報告事項）

岸野教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

それでは、「後援名義使用願の承認について」、学校教育課分ということで、杉田参事、お願いします。

杉田（茜）参事 『後援名義使用願の承認について（①「チャイルドラインはらっぱ」の開設②子どもの声を聴く「チャイルドラインはらっぱ」受け手ボランティア養成講座の開設）P. 18より説明』

『後援名義使用願の承認について（第60回道徳教育研究会）P. 19より説明』

岸野教育長 では、続きまして、生涯学習課分。
大屋課長。

大屋課長 『後援名義使用願の承認について（第54回大阪学童保育研究集会）P. 12より説明』

岸野教育長 では、次が行事予定で、小・中学校分。
吉田統括。

吉田統括理事 『小・中学校行事予定P. 20より説明』

岸野教育長 では、続いて生涯学習。
大屋課長。

大屋課長	『生涯学習推進課事業予定P. 13より説明』
岸野教育長	では、続いて図書館。 原田館長。
原田図書館長	『図書館事業予定P. 14～P. 15より説明』
岸野教育長	それでは、次に、公民館・町民会館。 大屋課長。
大屋課長	それでは、当日配付追加分と書いておりますその他報告事項の26ページのほうをご覧ください。 公民館・町民会館整備に係る関係条例・規則の案についてということになります。 現在、整備を行っております公民館・町民会館につきましては、令和6年4月を開館という予定で事業を進めておりまして、開館後の使用料、また使用時間などを定めるため、公民館条例と公民館の規則につきましては全部改正、町民会館条例及び同規則につきましては、一旦廃止させていただきまして、新たに文化ホールの条例及び同規則として制定をするものでございます。 本日は案という形でお示しさせていただいておりますけれども、来月の6月2日に開催予定しています教育委員会の定例会で条例の上程をさせていただきたいと。また、議会に条例案を上程したタイミングで、教育委員の皆様にもお送りさせていただきますので、ご覧いただければと思います。 本日は主な内容というところで概要の説明になりますけれども、ご説明させていただきます。 26ページの2からになります。 まず、公民館条例ですけれども、設置ということで1条で記載させていただいておりますけれども、引き続き、社会教育法の第20条の目的を達成するための公民館ということで、社会教育法に基づいた施設として引き続き設置させていただきます。 次に、使用料を第7条で定めておりますけれども、お部屋のレイアウトだったり広さが若干変わりますので、整備後の使用料につきましては、町で定めておりますコスト計算などによりまして、新たに設定

を行うものでございます。

使用区分についてですけれども、これまでは午前が9時から12時まで、午後が1時・5時の4時間と、1時間空けて6時・10時ということで3区分でしたけれども、各団体さんの活動の利用実態に合わせて、こちらに書いておりますとおり、午前は変わりませんが、午後は細かく1時・3時、3時・5時、1時間空けて6時・8時、8時・10時ということで細分化のほうさせていただいております。

使用料について、コスト計算に基づきまして記載のとおりとなっておりますけれども、どの部屋かというのが分からないかと思うので、29ページ以降をご覧くださいと思います。

改修後の公民館の図面になります。下側の一番上の三角のところから入り口となっております、入って突き当たりが事務室になります。その左の文化・交流ラウンジというのは、文字どおり皆さんにくつろいでいただくというところで、常時占用するスペースではございませんが、何かこういったところでコンサートをやりたいという方のために使用料の設定を行っております。

次の30ページのほうが2階になりますけれども、2階は3部屋になります。講座室A、講座室B、文化創造室Bということで、それぞれこれまで1部屋……。これは、すみません。30ページ、3階の平面図になります。すみません。2階と書いていますけれども、3階の誤りです。それぞれ3部屋、広さに応じた料金の設定をしております。

その下の31ページが2階の平面図ということで、文化創造室A、和室、創作室、料理室という4部屋となっております。

26ページにお戻りいただきまして、それぞれのこれまでかかってきた公民館の建設費、今回新たに整備する建設費、あとそれに係る維持管理経費などを考慮して、コストというものを計算しております。それで、基本的には広さに応じた料金ということになってきますので、先ほどご覧いただきました文化創造室Bというお部屋が一番広いんですけれども、こちらですと1時間当たり1,000円ぐらいの利用料ということになっております。また、ちょっとこれはあくまでも現時点での案ということになりますので、今後、ほかの社会教育施設とのバランスを見ながら、料金のほうは変更する予定、変更となる場合がございますのでご了承ください。

次に、使用料の減免について定めておりますが、教育委員会が必要と認めたときは使用権使用料を減免することができるということで、細かい内容については後ほど規則で定めておりますので、ご説明させ

ていただきます。

また、そういったことで、その他ということで、必要な事項、教育委員会規則で定めるということになっております。

施行日については、令和6年4月1日ということで、開館と同時に施行のほういたします。ただし、施行前であっても、使用の許可など申請の手続きができるということを規定させていただきます。

27ページに移りまして、公民館の規則のほうで細かいところを定めていくわけですけれども、まず休館日につきましては、引き続き火曜日を、毎週の火曜日を休館日、また年末年始ということになります。開館時間につきましても、4条で午前9時から午後10時。使用の申請も、住民の方は6か月前、それ以外の方は、町外の方は5か月前ということで、こちらも従前どおりの取扱いとなっております。

次の使用料の減免のところですが、これまでは公民館については免除しか規定がございませんでしたけれども、今回、受益者負担の公正化というところで見直しのほうを行わせていただいております。順番に、教育委員会、議会、町の執行機関が使用する場合、自治会、小・中学校、保育所などが使用する場合というのは引き続き免除ということになりますが、今まで減免しておりました文化振興連絡協議会の加盟団体の方については7割の減免、またその他の社会教育団体、公益を目的とした事業を実施する団体、それから町内の町立以外の学校園などが使用する場合、その他教育委員会が必要と認めたときというのは5割の減免ということになっておりますので、このあたり、また今後、各団体さんとお話しのほうさせていただく、これまで免除だったところが7割だったり5割になるということをお話しのほうさせていただきます。

また、使用料の還付については、引き続き3日前まで5割ということで取扱いに変更はございません。

こちらも施行日6年4月1日ですけれども、条例と同じく、施行前であっても使用の申請など是可以という旨を規定しております。

次に、(2)番、新しい文化ホールになります。

文化ホールの条例ですけれども、まず「設置」というところで、こちらは、町民の文化芸術の活動拠点として、町民に文化芸術に触れる機会を提供し、地域の文化創造を図ることを目的として設置することになりますので、この社会教育法に基づいた公民館であったり、その他関係法令に基づいた施設ではなく、地方自治法に基づいた公共施設という扱いで設置のほうさせていただきます。

使用料についても、公民館と同じくコストで定めておりますけれども、使用区分については、ホールでの公演というのはどうしても長くなりますので、これまでと同様の3区分、9時・12時、1時・5時、6時・10時というところで設定をさせていただいております。また、これまで町民会館ホールであれば、音響設備だったり、そういった設備についての使用料というのはかかってきませんでしたけれども、今後はその備品についても更新をするということもございますので、利用者の方から使用料をいただくということで、附属設備についても使用料の設定を行う予定となっております。

文化ホールの使用料の案ということで記載させていただいておりますが、ホールのところですが、平日と休日で使用料が異なります。平日と休日を比べますと、大体25%増とさせていただきます。午後と夜間ではそれぞれ4,000円プラスさせていただきます。こちらのほうは、周辺の施設もそうですけれども、周辺の施設ですと、割合で増やしているところもあれば、本町のように定額で増やしているところもあるということで、本町においてはおおむね2割ぐらいの上昇を4,000円ということにさせていただいております。

28ページになります。

新しいホールということで、様々な公演が予定されているところですが、仮に入場料を徴収する場合は営利目的ということになりますので、入場料を徴収する場合、2,000円超え4,000円以下の場合、これの使用料の3割を加算、4,000円を超える場合は5割を加算するということを規定しております。

先ほど申し上げましたように、附属設備の使用料については、規則で定めとなっております。

公民館と同じく減免をすることができるという規定を設けまして、そのほかのことに関しましては、教育委員会の規則で定めということで規定のほうしております。

附則のほうで施行日などを定めておりますが、令和6年4月1日開館を予定しておりますので、施行日6年4月1日としております。同じく、施行前であっても使用の許可など是可以する旨を規定しております。ただし、ホールについては、ウクライナの情勢であったり、資材の調達状況というところもございますので、令和6年4月1日をオープンに予定しておりますが、使用の開始については、別途教育委員会の規則で定めという旨を定めており、これにホールの条例が施行

されることに伴いまして、町民会館条例は同時に廃止ということになります。

ホールの細かい内容を定める規則でございますが、休館日については、公民館規則を準用しておりますので、火曜日、年末年始ということになります。どちらかが開いていて、どちらかが閉まっているということとはございません。共用時間についても、同じく9時から10時となっております。

使用の申請ですけれども、ホールについてはある程度の予定を立てた事業を組まれる方が多いということもございますので、公民館とは違いまして、使用する日の1年前から予約ができるということになっております。

先ほども申し上げました附属設備の使用料というところで、細くなるので代表の1例というものを書かせていただいておりますけれども、ピアノを新しくしますので、ピアノの使用料が1万円などと。これは1区分になりますので、午前、午後を使う場合は2区分になって2万円と、そういったところでの使用料の設定をさせていただきます。

使用料の減免ですけれども、先ほどは、公民館のほうは文化振興連絡協議会の方7割減免ということがあったんですけれども、あちらは、何回も言っていますけれども、社会教育法の施設ということでそういった7割減免になるんですけれども、こちらのほうはそういった7割ではなくて、教育委員会など、自治会、小学校が使う場合は免除となりますが、それ以外の場合は、最大でも5割の減免ということになっております。

また、使用料の還付については、ホール12か月前の予約ということになりますので、公民館のように3日前ではなくて、三月前で5割相当を還付、そのほかの部屋については、一月前で5割相当を還付ということにさせていただいております。

施行日については6年4月1日ということで、ほかの条例規則と同じく、施行前であっても使用の申請などができる旨を規定させていただきまして、この規則が施行されましたら町民会館の規則は廃止することになっております。

概要となり、内容分かりにくいかと思うんですけれども、また6月2日の定例教育委員会のほうで改めましてご説明のほうさせていただきます。

本日は概要ということで、聞き取っていただければと思います。

以上でございます。

岸野教育長

報告は以上でしょうか。ほかに。
阪上次長。

阪上次長

ちょっと2点だけ。

週明けの月曜日に臨時議会ということで、議会選挙が終わりまして、新しいメンバーさんでの議会のほうが開催されます。そちらのほうでちょっと専決予算ということで幾つか予算のほうが上がっていきまして、教育委員会並びで言ったら、1つ、給食費の高騰対策ということで、昨年度も食材が上がった分を保護者さんへ負担させないようにということで、今年度も国の交付金を受けまして、6月からか、そうですね。4月に遡るのか。

吉田統括理事

7月から。

阪上次長

7月からの分を4月に遡って、食材の高騰分を給食会計のほうに埋めて、保護者負担として取らないというふうな形の専決の予算を上げさせていただく予定をしております。

ということで、今までどおり給食費のほうは各保護者のほうで負担いただく。特に物価が上がって、食材が上がった分は転嫁しないというふうな形で補正予算を編成させていただく予定です。

それからもう一つ、以前予算のときに説明させてもらったと思うんですけども、吉本興業さんとのコラボで、漫才ワークショップというのを小学校のほうでスタートすると。こちらのほうは、5月26日に西小学校のほうで1発目ということでスタートをしていきます。それ以降、各ほかの4校の小学校のほうでも随時進めていくということで、またこのあたりについては、委員さんのほうにもご案内させていただいて、時間の都合がついたらまた見ていただいたらなというふうに思っておりますので、一応その2点、報告させていただきます。

よろしく願いしておきます。

岸野教育長

ほかによろしいですか。

私のほうから1点だけ、すみません。

事後報告になりますが、コロナ関係です。

5月8日から、先ほど統括のほうからもお話しがありましたが、5

月8日から感染症法上の扱いが5類になったということで、府教委から出ているいろんな通知等がおおむねほとんど廃止になりました。残っているのが国の衛生管理マニュアルだけになりまして、それも中身がかなり薄くなったという形で改定されましたので、町立学校のほうも、その国のマニュアルに基づいて教育活動を続けていくという形にしております。主には、換気と手指の手洗いというような感染対策をしながら、通常の活動をやっていきます。今までですと毎日体温の検査をしてもらって報告をしていただいていたのがもう不要になったとか、かなり負担面ではなくなっております。出席停止とか臨時休校の扱いについては、ホームページ等でお知らせをしているところです。基本的にはインフルエンザと同じ対応になっています。

保護者宛てには、5月2日付で文書、子どもたちに持って帰っていただいて、町のホームページでもその内容はアップして周知していますので、ちょっと事後になりましたが、報告させていただきます。

以上です。

ほか、ないですか。よろしいですか。

では、ないようですので、令和5年5月教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後5時32分
